兵庫県公報

第 2998 号 平成30年5月1日 火曜日

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^° → `) *
○ 指定代理納付者の指定(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 有害興行の指定(青少年課)	1
○ 土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良区役員の退任の届出(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(同)	2
○ 土地改良区の定款の変更認可(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 土地改良区清算人の就任の届出(同)	5
○ 土地改良区清算人の退任の届出(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○ 国土調査の成果の認証(同)	6
○同 上(同)	8
○ 基本測量が終了した旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○ 公共測量が終了した旨の通知(同)	8
○同 上(同)	8
○ 南あわじ都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)	9
公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い(管財課)	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)	11
○同 上(同)	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同)	13
収用委員会告示	
- V用安貞云音小 ○ 収用の裁決手続開始決定	14
○ 収用の数次子就開始次定	20
	20
д –	

示 告

兵庫県告示第452号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。 平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
 - (1) 三井住友カード株式会社

代表取締役社長 久 保

大阪市中央区今橋4丁目5番15号

(2) 株式会社みなとカード

代表取締役社長 園 尾 善 雄

神戸市中央区西町35番地

- 2 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入 自動車税
- 3 平成30年度における指定代理納付者による代理納付の受付期間 平成30年5月1日から同月31日まで

兵庫県告示第453号

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定

^^^^^

する。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性 又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、 させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名称	制作・配給会社
映 画	SEXアドベンチャー ワンダー・エロス	オーピー映画
同	続・未亡人下宿? エロすぎちゃってごめんなさい♡	オーピー映画
司	妖艶ニューハーフ 快楽の舌戯	新東宝映画
同	フェチづくし 痴情の虜	オーピー映画
同	福マン婦人 ねっとり寝取られ	オーピー映画
同	殺人鬼を飼う女	KADOKAWA

兵庫県告示第454号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

^^^^^

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

柏原土地改良区

就任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事 亀井重延 丹波市柏原町柏原2214番地3

船城土地改良区

就任役員

役員の区分氏名住所理事善積 昭 裕丹波市春日町長王272番地

兵庫県告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

^^^^^

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

掎鹿谷土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所監事萩原照雄加東市摘鹿谷40番地同松本昇同市摘鹿谷291番地

兵庫県告示第456号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

		共熚県和争 升 戸 戦 二
神戸市東下土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	西田憲示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松本啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤 辻 昭 雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山 本 昭 美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前 田 省 吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町I
		—1209号
監事	萩 博	同 市同区山田町中字宮ノ片20番地
同	東田勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	西田憲示	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松本啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	藤 辻 昭 雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	山 本 昭 美	同 市同区山田町東下字山ノ越61番地の1
同	前田省吾	同 市同区日の峰5丁目14番地 ルネ神戸北町I
		—1209号
監事	萩 博	同 市同区山田町中字宮ノ片20番地
同	東田勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1
神戸市野瀬北土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	石 川 佳 成	神戸市北区淡河町野瀬12番地の3
同	山 本 清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚井吉市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番16—407号
監事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	坂 本 忠 俊	神戸市北区淡河町野瀬33番地
同	山 本 清	三田市三輪4丁目28番16号
同	魚井吉市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番16—407号
監事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
	1 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	

上原土地改良区

同 監 事 同

退任役員

同 市同区淡河町野瀬576番地

小 西 隆 則

役員の区分	氏 名	住所
理事	來 田 昌 信	加古川市平荘町上原302番地
同	西川 敏和	同 市平荘町上原336番地
同	高 橋 公 司	同 市平荘町上原290番地の1
就任役員	1.4 114 2.7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
役員の区分	氏 名	住所
理事	山本憲司	加古川市平荘町上原295番地
同	西川孝一	同 市平荘町上原332番地
東芦田土地改良区	白 / 一 子	
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監事	声 田 七 郎	丹波市青垣町東芦田457番地
就任役員	р ш с мр	刀伙印有型門來戶口 切 了街地
が正仮員 役員の区分	氏 名	住 所
	• •	丹波市青垣町東芦田1410番地 1
	芦 田 茂	汀波印頁坦叫果户田1410番地 1
奥野村土地改良区		
退任役員	II. #7	A F.
役員の区分	氏 名 想	住 所
理事	婦木和博	丹波市春日町野村639番地
同	婦木良弘	同 市春日町野村675番地
同	婦木康一	同 市春日町野村511番地
同	婦 木 良 晴	同 市春日町野村346番地
司	古寺修二	同 市春日町野村635番地
同	婦木悟	同 市春日町野村508番地
監事	青 木 悟	同 市春日町野村867番地
同	足立伸一	同 市春日町野村503番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	婦 木 康 一	丹波市春日町野村511番地
司	婦木良晴	同 市春日町野村346番地
同	婦木悟	同 市春日町野村508番地
同	大 槻 真 理	同 市春日町野村664番地
同	婦 木 厚 志	同 市春日町野村586番地
同	大 槻 正 一	同 市春日町野村695番地
監事	青 木 悟	同 市春日町野村867番地
司	足立伸一	同 市春日町野村503番地
小川中央土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	服 部 匠	丹波市山南町山崎6番地
司	田 中 延 重	同 市山南町村森117番地
同	大 垣 則 男	同 市山南町村森83番地2
同	深田武司	同 市山南町村森120番地
同	深 田 高 弘	同 市山南町村森166番地
同	深田清隆	同 市山南町井原282番地5
司	深田明三	同 市山南町井原395番地10
同	後藤雅英	同 市山南町井原375番地1
同	後藤康夫	同 市山南町井原245番地
同	足立輝実	同 市山南町奥129番地8
同	三木昭雄	同 市山南町和田204番地

.,,,,			
同	笹 倉	範 久	同 市山南町奥186番地
同	寺 内	健 則	同 市山南町岩屋587番地
同	寺 内	勝好	同 市山南町岩屋14番地2
同	篠倉	幸夫	同 市山南町野坂94番地
監事	清水	義博	同 市山南町村森76番地1
司	宇治本	吉保	同 市山南町岩屋287番地
同	依藤	裕成	同 市山南町野坂159番地
就任役員	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7,73	
役員の区分	氏	名	住所
理事	服 部	英 昭	丹波市山南町山崎28番地
同	大 垣	則男	同 市山南町村森83番地 2
同	村 上	雅雄	同 市山南町村森144番地1
同	足 立	利 光	同 市山南町村森179番地1
同	大 垣	博 靖	同 市山南町村森177番地1
同	藤井	伝 司	同 市山南町井原23番地
同	後藤	浩 治	同 市山南町井原223番地
同	深田	明 三	同 市山南町井原395番地10
司	後藤	康夫	同 市山南町井原245番地
司	笹 倉	範 久	同 市山南町奥186番地
司	梅田	義明	同 市山南町奥131番地2
同	田中	憲藏	同 市山南町和田997番地3
同	酒 井	義 行	同 市山南町岩屋147番地4
同	酒 井	敏 宏	同 市山南町岩屋237番地
同	依 藤	克 也	同 市山南町野坂113番地
監 事	後藤	英 之	同 市山南町井原134番地1
同	足立	昭 敏	同 市山南町奥124番地1
同	宇治本	行 利	同 市山南町岩屋311番地
蛸草土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	丸 尾	優	加古郡稲美町蛸草852番地の6
就任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	松下	徹	加古郡稲美町蛸草780番地の4
^	·//·/	/////	······································

兵庫県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 平成30年 5 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
西脇市西脇土地改良区	平成30年4月17日

兵庫県告示第458号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神野土地改良区

氏 住 所 石 見 瀧 男 加古川市神野町石守1257番地 長谷川 泉太郎 同 市神野町福留397番地 同 澁 谷 豊 市神野町石守18番地 渋 谷 忠 幸 同 市神野町石守1151番地 厚海 正 昭 同 市神野町石守1129番地 澁 谷 勉 同 市神野町石守231番地の2 竹中利次 同 市神野町石守200番地 長谷川 忠 雄 同 市神野町福留450番地 茨 木 貞 夫 市神野町福留1527番地 同

兵庫県告示第459号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

^^^^^

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

掎鹿谷土地改良区

名 所 氏 住 平野隆司 加東市掎鹿谷458番地 柴 﨑 良 昭 萩原 雅 山本善則 同 市掎鹿谷237番地 宮崎俊雄 井 藤 朋 尚 同 市 病鹿谷94番地 同 市掎鹿谷442番地 池田 康 高見 直 同 市天神484番地 同 市天神1511番地 藤原義弘 山 田 守 同 市黒谷776番地

兵庫県告示第460号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成30年5月1日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 調査を行った者の名称
 - 多可郡多可町
 - (2) 調査を行った期間

平成27年7月から平成29年3月まで

- ③ 成果の名称
 - 多可町 (中区岸上の一部) の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

多可郡多可町中区岸上の一部

- (5) 認証年月日
 - 平成30年4月17日
- 2(1) 調査を行った者の名称
 - 姫路市
 - ② 調査を行った期間

平成26年7月から平成29年2月まで

③ 成果の名称

姫路市大字安富町皆河の一部 (第6地区) の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

姫路市安富町皆河の一部

(5) 認証年月日

平成30年4月17日

3(1) 調査を行った者の名称

美方郡新温泉町

② 調査を行った期間

平成26年4月から平成29年3月まで

(3) 成果の名称

新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿(20142858604地区)

(4) 調査を行った地域

美方郡新温泉町諸寄の一部

(5) 認証年月日

平成30年4月17日

4(1) 調査を行った者の名称

宍粟市

② 調査を行った期間

平成27年6月から平成29年3月まで

(3) 成果の名称

宍粟市波賀町斉木の一部④の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

宍粟市波賀町齋木の一部

(5) 認証年月日

平成30年4月17日

5(1) 調査を行った者の名称

宍粟市

(2) 調査を行った期間

平成27年6月から平成29年3月まで

③ 成果の名称

宍粟市千種町岩野辺の一部①の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

宍粟市千種町岩野邊の一部

(5) 認証年月日

平成30年4月17日

6(1) 調査を行った者の名称

南あわじ市

② 調査を行った期間

平成27年8月から平成29年3月まで

③ 成果の名称

南あわじ市賀集生子の一部(賀集生子1地区)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

南あわじ市賀集生子の一部

(5) 認証年月日

平成30年4月17日

7(1) 調査を行った者の名称

西脇市

② 調査を行った期間

平成26年9月から平成29年3月まで

(3) 成果の名称

西脇市平野町の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域 西脇市平野町の一部
- (5) 認証年月日 平成30年4月17日

兵庫県告示第461号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成30年5月1日

^^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調査を行った者の名称

南あわじ市

2 調査を行った期間

平成27年8月から平成29年3月まで

3 成果の名称

南あわじ市津井の一部(津井1)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南あわじ市津井の一部

5 認証年月日

平成30年4月17日

兵庫県告示第462号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

^^^^

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)

2 作業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

兵庫県全域

兵庫県告示第463号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

^^^^^

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

平成30年3月5日から同月30日まで

3 作業地域

尼崎市水堂町一丁目地内

兵庫県告示第464号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影及び写真地図作成(地図情報レベル1000))

2 作業期間

平成29年8月7日から平成30年3月23日まで

3 作業地域

たつの市全域

兵庫県告示第465号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
 - 南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

南あわじ都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成8年2月20日から平成34年3月31日まで 変更後 平成8年2月20日から平成36年3月31日まで

- 4 事業地
 - (I) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分変更なし

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積(m²)	地目
1	小野市復井町字伏原543番 3	527.00	宅地
2	姫路市広峰一丁目806番86	1940.00	雑種地
3	朝来市八代字中山11番 1	570. 35	雑種地

- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 民法 (明治29年法律第89号) 第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号) 附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による こととされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号) 第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する 暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- (Ⅲ) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

平成30年5月1日(火)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 物件番号1
 - ア場所

加東市社字西柿1075—2

社総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成30年5月28日(月)午後1時30分から

(2) 物件番号 2

ア場所

姫路市広峰2-7-80

兵庫県競馬組合姫路管理事務所内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成30年5月29日(火)午後1時30分から

(3) 物件番号3

ア場所

豊岡市幸町7-11

豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成30年5月31日(木)午後1時30分から

- 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してし た入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった 者であること。
- 8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新 設の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生 活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、 意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ウッディタウン複合商業施設

所在地 三田市けやき台一丁目5番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

代表者の氏名 常 松 貞 雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所

代表者の氏名

上新電機株式会社 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 株式会社しまむら

中嶋克彦 北島常好

株式会社西松屋チェーン 姫路市飾東町庄266-1

さいたま市北区宮原町2―19―4

大 村 禎 史

外1者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年12月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,511平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

265台

(2) 駐輪場の収容台数

161台

③ 荷さばき施設の面積

462.1平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

43.67立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成30年4月5日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成30年9月3日

(2) 提出先

兵庫県県十整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エーコープ和田山店

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿 大阪府高槻市番田1丁目51番1号 岩 重 正 志 たじま農業協同組合 豊岡市九日市上町550番地の1 尾 崎 市 朗

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社エーコープ近畿 大阪府高槻市番田1丁目51番1号 岩 重 正 志 たじま農業協同組合 豊岡市九日市上町550番地の1 尾 﨑 市 朗

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,556.5平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

111台

(2) 駐輪場の収容台数

20台

③ 荷さばき施設の面積

705平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

18.8立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エーコープ近畿	午前9時	午後10時
たじま農業協同組合	午前8時	午後6時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時から翌午前0時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

平成30年3月30日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成30年9月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年5月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー

所在地 姫路市飾磨区細江2560ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 清 原 幹 夫

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称住所代表者の氏名イオンリテール株式会社千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1岡 崎 双 一株式会社リンクイット福岡市博多区博多駅東二丁目9番25号森 健太郎株式会社織部岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地の130奥 村 崇 仁

外78者

(2) 変更後

 名称
 住所
 代表者の氏名

 イオンリテール株式会社
 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 岡崎双一

 株式会社サザンクロス
 福岡市東区多の津四丁目5一9
 冨田正明

 株式会社クローズアップ
 北九州市小倉南区湯川新町四丁目24番3号
 洞 晴人

外79者

4 変更年月日

平成30年2月22日ほか

5 届出年月日

平成30年3月26日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2 課

(2) 縦覧期間

平成30年5月1日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成30年9月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。 平成30年5月1日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

兵庫県

2 事業の種類

県道三田西インター線改築工事(兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで)及びこれに伴う国道拡幅工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

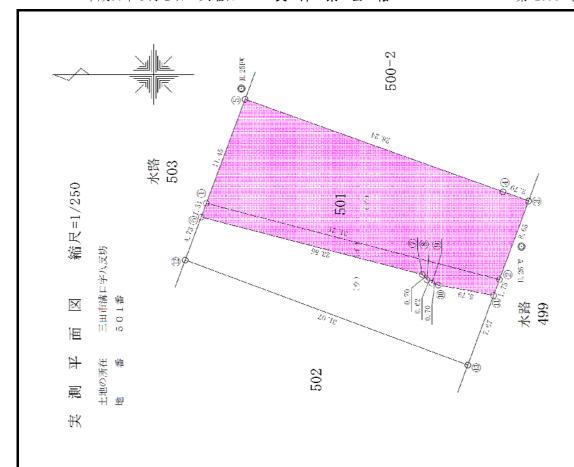
平成30年4月16日

裁決手続の開始を決定した土地の所在等

する関係人	権利の種類	所有権移転請求権仮登記 平成25年10月8日 受付第7817号		
土地に関して権利を有する関係人	住所	太阪府池田市石橋 4丁目9番11号		
	氏名	横 田 すみ子		
所有者	住所	三田市溝口298番地		
十	氏 名	第		
	使用に係る面積	m 50.12 (注2)	m 35.68 (注4) 33.23 (注5)	m ² 45.74 (注7)
	収用に係 る面積	m 312. 08 (注 1)	m ¹ 441. 61 (注 3)	m 81. 26 (注6)
裁決手続の開始を決定した土地	実測 地積	m 554. 99	m m 1,677.78	m 555.34
長の開始を決	公準地積	m 555	m 1, 677	m 555
裁決手網	相目	Ш	田	Ш
	岩	是103	548番	是222
	所在	三田市 溝口 字八反坊	田 無 世 日 無 七 日 三 年 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日 三 日	田 田 田 田 田 田 田 田 日 世 日 日 日

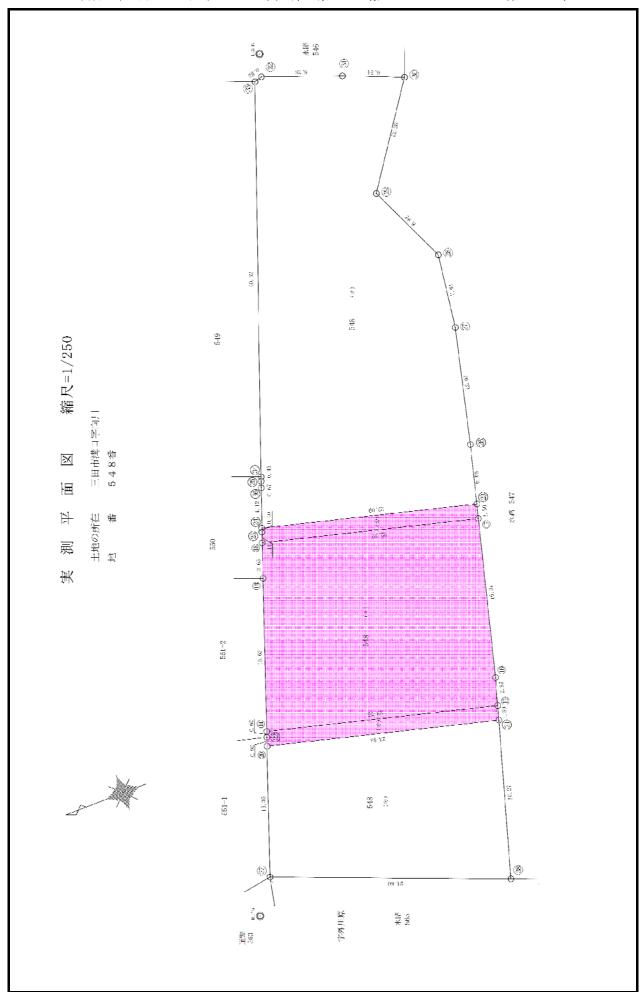
別添図面表示の⑥,⑦,⑧,⑩,⑩,⑪,②,①及び⑥の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 別添図面表示の⑪, ⑮, ⑯, ⑯, ⑱, ⑱及び⑭の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 別添図面表示の①,②,③,④,⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 別添図面表示の⑩, ⑪, ⑮, ⑭, 唿及び⑩の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 別添図面表示の圆, ⑪, 雹, 匈, 窗及び圆の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 別添図面表示の⑩, ⑩, ⑪, ⑫及び⑬の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。 (注1)収用しようとする土地の区域は、 (注2)使用しようとする土地の区域は、 (注4)使用しようとする土地の区域は、 (注6)収用しようとする土地の区域は、 (注3)収用しようとする土地の区域は、 (注5)使用しようとする土地の区域は、

(注7)使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の鏓, ⑭, ⑩, ⑱及び⑭の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。



Ш	称																															
Ш	₹																															
	Ox. 1 An 13 km	-2318748 , 799376	-2557375 . 526284	-29156 . 2<1500	2249918 . 727331	2355986 . 009160	624.169331	312,0846654	312 . C8 mi	-1714939 . 173208	1791178 . 379527	-75456 . 120259	-93769 . 317621	-483691.595823	-484822 . 131692	2273946 . 978604	2367010 . 585056	100 . 245530	50 . 1227650	50 . 12 mi	-2115652 . 258898	-2447219.911891	233658 . 293647	489691.595823	93769 . 317621	75456 . 120259	1791178 . 379527	1382506 . 453605	385 . 594694	192 . 7973469	Ju 67. 261	354.99 m
※ 撤 米	20	77051, 100	77023.240	77051, 358	77032, 298	77041, 836	倍 面 概	平	14 横	77029, 687	77023, 756	77023, 234	77022. 896	77022, 675	77021.614	77023, 340	77051, 100	0 国 俄	温	地 徴	77025. 254	77014, 418	77021.614	77022, 675	77022, 896	77023, 234	77023, 756	77029, 687	帝国帝	車	平	第一十
	Xn	-117470,870	-117501.072	-117504.078	-117501.451	-117474, 365				-117470, 344	117493, 133	-117493, 599	-117494, 118	-117494, 777	-117500, 471	-117501.072	-117470,870				-117468, 095	-117497, 311	117500, 471	-117494, 777	-117494,113	-117493, 599	-117/93,133	117470, 344				
	No.	Θ	0	3	9	0				@	€	3	0	9	0	(3)	9				63	9	0	9	<u></u>	3	©	9				
中女		8 8												ě			_		\exists													
4:					以用法										英田県											*					\exists	
M					Ķ										¥											€,	Ę					
코																\$0.3																

TEV91GD san Vac 911	にいる事内置出来的な															
, A		1		4 級囚禁点	4 张拉维泉	角段	289-08-88	897-42-08	233-45-11	239-20-03	293-59-18	7-48-47	213-51-66	833+46+28		
			-			11.6	15, 40.5	34, 873	30, 842	18 A 3	15, 37.5	32, 77d	35, 037	4, 09		
	16 ₽		<u>00</u>	77042, 936	77026, 845		FI.	2	FI	P2	FI	P2	FI	P2		
V系	平成21年 3月16日	· 数数数据	がなが	117474, 488	-117003,340	17888		11820 ED#	011 1 022	200.4.400	000	22021 100		11820 280		
25			72.5	0.2878		BALK.		-11 (465, 973	1.00 0000000	-110404.8.1	1000 1000	-110100.003		TIVE TO THE		
禁浴	测量年月日		粒	4673		2.0	0	er		eg .		9	-	3		9
	無			「国産業	11年第二日	ģī.		9	- Line			70.00		5000		

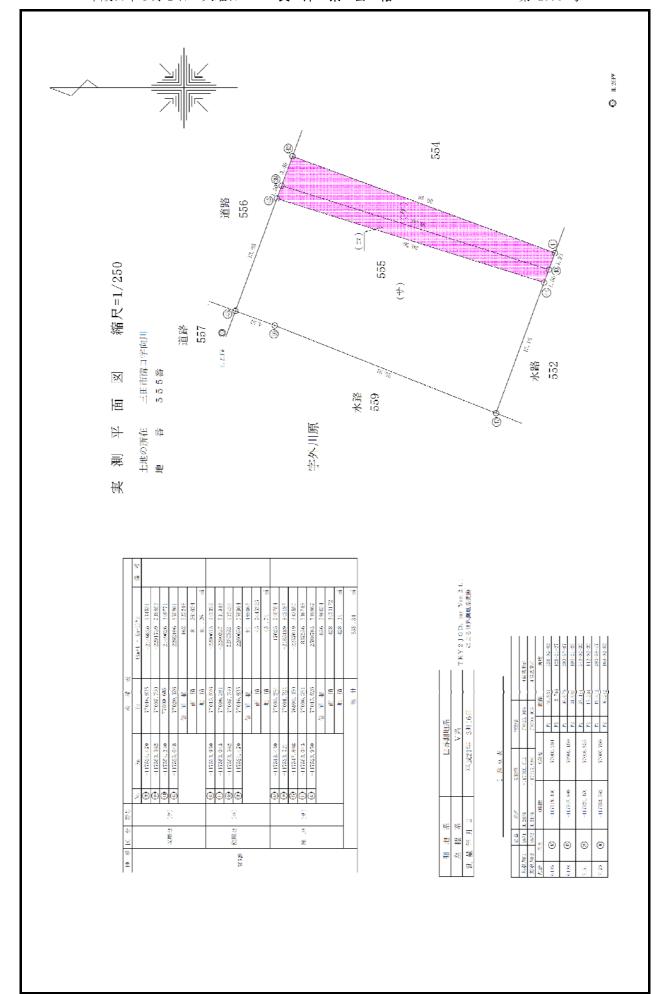


引图点数

地系	紧	3月16日
世界測	Λ	平成21年
茶	张	月日
		100
퓦	翞	#

	軽減	5.2	X	XYEN	が単位			
基格点PI	P1 1668	H. 17FW	-	-117567, 744	76984, 565	565	-48	4級基準点
蓝嘌点P2	P2 4730	T. 43-1#	7	-117599, 319	77066, 681	189	4級	4級基準点
作品	4.4	Xi能標		Y死標		和加	H	角炭
	0	0.00		OF COMPANY	Ы	86,864		120-50-27
1000	9	-11/012,2/3	2/3	77059, 140	72d	14,989	-	210-10-53
	0		000		P1	85, 150	_	110-42-45
2000	9	117097, 800	890	7.004, 211	72	2,868	- 20	300-33-48
-	0	· ·		TROOM OR	Ы	4,095	10	125-21-53
029	9	-117570, 114	114	76587, 904	55	84,016		290-20-27
1	(-	-	Contract Contract	ЪТ	25.886	- 9	192-39-02
9009	9	-117595,002	200	10978, 896	24	88, 012		274-06-58
-	(100000	P1	32, 426	19	159-30-16
071/	9	-117598, 118	2	(6)605, 918	Z.	70, 773	- 22	270-58-21
-	(40000	14	18.811	_	113-01-57
108	Э	-117070, 132	252	7,001,500	22	69, 149		290-28-25
000	C	000000		000 1000	P1	46, 309	_	139-50-18
1100	9	-117803, 135	130	77014, 432	72	52, 389	-	265-19-21
0.00	e	0111	1007	and olean	Ξ	38,085	10	111-23-06
7917	9	117051, 051	100	11020, 020	ž	19,894	_	290-45-46

株 X 分	Trans.			100		
		N.	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	自れ
		3	-117575, 132	77001.900	-1363715 . 806245	
		69	-117598, 118	76995, 918	-1833336 , 960676	_
		9	-117598,943	76998, 665	-386332 , 257250	
40 55 50	(2)	(9)	-117603, 135	77014, 432	1333254 , 491505	
Series Se	()	8	-11758L 631	77020, 028	1750476 . 287713	
		69	-117580, 407	77016,614	500537 . 473506	
				信用機	883 , 228552	
				選 選	141 . 6142760	
				地 積	441 .61 mř	
		(8)	-117574.624	77000.483	-1752274 . 091437	
		(3)	-117597, 686	76991, 481	-1808882 . 694233	
	(-7-)	(8)	-117598, 118	76995, 918	1736516 . 175119	
	141	9	-117575, 132	77001.900	1785574 . 271438	_
		(3)	-117574, 929	77001, 333	39137 . 710416	_
				19 里 芬		
				超	35 . 6856511	_
645 FHE 840				地 預	35 . 68 ml	
		(3)	-117581.631	77020, 028	-1627484 .357723	
		(8)	-117603, 135	77014, 432	-1685777 .959708	
	(4)	0	-117603.520	77015.881	1616743 . 175131	
	100	0	-117582, 143	77021, 445	1657199 . 835687	
		0	-117582.004	77021.068	39385 . 774518	_
				題 選 選	66 . 167909	
					33 . 2339545	
				地積	33 . 23 пf	
		(1)	-117570, 114	76987, 904	-1414855 , 389563	
		3	-117593, 002	76978, 896	-2122412 , 389656	
		6	-117597, 686	76994, 481		
	(+)	3	-117574, 624	77000,483		
				位 所 结	13	
				型 型	358 .0226815	
9810				地荷	358 .02 п	
		3	-117582, 143	77021, 445	-1537131 , 994783	
		0	-117603, 520	77015,881	-1766649 ,714445	
戏 地		(3)	-117605, 081	77021, 753	-340105 . 513994	
		0	-117607,936	77033, 449	-300621 . 948865	
		0	-117608, 984	77010,987	201031 . 642578	
		1	-117605.327	77049, 122	-253608 , 318942	
	1000	3	-117612, 275	77059, 146	-83505 , 929855	
	(2)	0	-117606, 410	77061, 556	1050135 , 334732	
		0	-117598, 648	77064, 433	658910 , 499795	
		9	-117597.860	77064.211	1132536 , 713203	
		3	-117583, 952	77026, 368	1083530 , 228299	
		(5)	-117583, 793	77025, 936	29960 , 949224	
		3	-117583, 563	77025,310	127133 , 546955	
				長 田 御	1618 , 493903	
				前 積	809 , 2469514	
				地積	809 ,24 m	



^^^^^

兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。 平成30年5月1日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称 兵庫県

2 事業の種類

県道三田西インター線改築工事(兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで)及びこれに伴う国道拡幅工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年4月16日

権利の種類 土地に関して権利を有する関係人 刑 \boxplus 柘 出 なし 大阪府豊能郡能勢町下田278番地 小野市高山町1834番地の162 有馬郡本庄村溝口303番地 卍 三田市溝口223番地 三田市溝口278番地 三田市溝口302番地 三田市溝口222番地 \mathbb{H} भ 乍 币 ただし、土地登記簿上の名義人 澤 田 五 一 (特分5分の1) 型 恕 顺 代表者 区長 城 谷 月 向 井 和 夫 (持分5分の1) 城 谷 盛 藏 (特分5分の1) 城 谷 哲 夫 (持分5分の1) 森 本 正 寿 (特分10分の1) 本 田 晃 (特分10分の1) 各 m² 56 溝口区自治会 出 収用に係 る面積 198. m 198. 56 実 海網 裁決手続の開始を決定した土地 裁決手続の開始を決定した土地の所在等 m² 198 公 海 養 Ш 原野 型 古番 468番 三田市溝 口字切戸 所在 4